

## 別紙2 営業目的ではない出店者

### 提供できる食品（営業に該当しない出店者）

分類	取扱品目例	備考
加熱調理食品	調理工程が簡易で、客への提供を行う直前に加熱調理を行うもの。 おでん、焼鳥、たこ焼、いか焼、焼そば、お好み焼、ドッグ類、ラーメン、今川焼、ドーナッツ、焼だんご類、焼まんじゅう類	同一開催日に取り扱うことができるのは1分類1品目まで。
非加熱調理食品	かき氷、ところてん、アイスクリーム類（ディッシュアップアイス及び押し出し式アイス）	併せて飲料も取り扱える。
その他	チョコバナナ、りんご飴、わたあめ	
飲料	(ア) 缶、瓶、ペットボトル、デispenser等に密封充填された清涼飲料水及び酒類を、その場で開封しコップ等に直接注ぐ。 (イ) (ア) の清涼飲料水同士、酒類同士及び清涼飲料水と酒類を提供するコップに直接注ぐ。 (ウ) コーヒー、紅茶等を熱湯により抽出し、提供 (エ) (ア) から (ウ) に氷を加えて提供	同一開催日に取り扱うことができる品目数に制限はない。

### 提供できない食品

- ・ 米飯類（例：おにぎり、カレーライス）
- ・ 調理パン類（例：サンドイッチ、ハンバーガー）
- ・ 漬物（例：きゅうりの1本漬け等の浅漬け）
- ・ 生食用野菜、生食用鮮魚介類、生食用食肉、生卵  
（原材料として使用し、加熱調理して提供する場合を除く。）
- ・ 冷蔵保存を要する生クリーム類及び乳類  
（原材料として使用し、加熱調理して提供する場合を除く。）